

第 34 回 武庫川流域委員会

議事録

日時 平成 18 年 2 月 13 日(月) 13:30 ~ 17:00

場所 尼崎市中小企業センター

黒田 それでは、定刻も過ぎておりますので、ただいまより第 34 回武庫川流域委員会を開催いたします。

私、事務局の黒田です。よろしくお願いいたします。

本日の委員の出欠状況ですが、22 名の委員にご出席をいただくことになっております。池淵委員、浅見委員、松本俊治委員につきましては、所用のため欠席されております。

早速ですが、お手元に配付しております資料の確認をさせていただきます。

まず、会議次第でございます。本日の委員会は午後 5 時までを予定しております。裏側が配付資料の一覧でございます。それから委員名簿、裏側が行政の出席者名簿でございます。座席表、それから資料 1 としまして第 41 回運営委員会の協議状況、資料 2 - 1、資料 2 - 2 が第 21 回及び第 22 回の総合治水ワーキングチーム会議の協議結果でございます。資料 2 - 3 は、「基本高水ピーク流量の分担」に関する協議の進め方(整理)ということで、これまでの協議の進め方の確認という意味で整理したものでございます。資料 2 - 4 は、武庫川総合治水対策の効果量(試算)ということで、治水対策の効果量を試算した一覧表でございます。資料 3 につきましては、まちづくりワーキンググループからの協議結果の資料でございます。資料 4 が住民からの意見書でございます。追加の意見書としまして、その後ろ側に、奥西委員からの意見書と丸尾さんからの意見書の 2 つを追加させていただいております。

資料につきましては以上でございますが、よろしいでしょうか - -。

それでは、次第の第 2 番目の議事に移らせていただきたいと思います。松本委員長、よろしくよろしくお願いいたします。

松本委員長 ただいまから第 34 回武庫川流域委員会の議事を開始します。

いよいよ 2 月に入りました。当委員会は、前回ご確認しましたように、一昨年 3 月に第 1 回を開いて以降、2 年間で答申が欲しいという要請にこたえるべく鋭意努力してきましたが、基本方針から始まって、ゼロベースから原点に戻って流域対策のあり方等々を議論するので、そうは簡単に進まないというところで、まだまだ途中の状況に立っております。したがって、この委員会の任期を少し延長して、6 月末を目途に最終提言を取りまとめるという形で、改めてスケジュールを組んで討議を始めたばかりでございます。当面は 3 月の末を目指して、第 2 次中間報告という形で、審議の状況あるいは今後のスケジュールを取りまとめたいと思っております。いよいよ流域対策の検討も大詰めに入りまして、きょうは、後ほど議題としてご紹介、ご提案をさせていただきますように、流域対策

の具体的な数値検討を通じて、これから私たちが最終的に選択していく治水対策の枠組み、分担等についてご議論をいただきたいと思っております。これからさらにピッチが上がるような議論になろうかと思いますが、ひとつよろしく願いいたします。

まず最初に、議事録、議事骨子の署名人についてのご確認をさせていただきます。きょうは、私と、酒井委員にお願いしたいと思っております。よろしく申し上げます。

では、早速、運営委員会のご報告をさせていただきます。第 41 回の運営委員会を 2 月 8 日に開催しました。この報告をもって本日の議題の提案とさせていただきます。資料 1 でございます。

まず、議題の第 1 は、総合治水対策の検討であります。その 1 つは、ワーキングチームから、協議の進め方及びこれまでの検討状況について報告をする。あわせて、流域対策の基本方針、整備計画における位置づけ(意味合い)、流域対策の数値化の考え方等について協議して、問題点を明確にしていくということにしたいと思っております。個々の流域対策の数値検討のご報告に先立ちまして、どういうふうな全体の枠組みの中で議論を進めていくかということ、これからの検討の進め方も含めて、前段で少し整理させていただきたいと思っております。その上で、流域対策の数値検討結果を、途中経過でございますが、ご報告したいと思っております。

2 つ目は、ワーキンググループからのご報告であります。環境、まちづくり両ワーキンググループの作業は、いよいよ大詰めへ向けての整理の段階に入っております。きょうは、まちづくりワーキンググループから、先日開催されました第 7 回ワーキンググループ会議の協議結果をご報告させていただきます。

あとは、その他、今後の日程等でございます。

以上をもちまして本日の議題の提案にかえさせていただきます。ご意見ございますか -

- 。

特にないようですので、この議題の提案に沿って本日は進行させていただきます。

まず、ワーキングチームの協議結果のご報告であります。資料 2 でございますが、2 月 1 日と 2 月 8 日の 2 回にわたってワーキングチームが開催されました。この 2 つの協議結果でございますが、内容的には、後ほどご説明します流域対策の効果量の試算の前提条件をどうするかというところの議論に終始しました。したがって、後ほどの説明とダブりますし、この 2 回の協議の中身は、前提条件をどうするか、どのような前提条件で試算をやり直すかということがほとんどでございますので、その説明は割愛させていただきます。

して、報告の中身の方に譲りたいと思います。

一言だけ申し上げますと、流域対策は、学校と公園につきましては一応検討を終えました。そして、ため池について、あるいは遊水地の一部について検討中でございます。残念ながら、水田とか防災調整池、各戸貯留、その他未検討の部分については、まだ具体的な数値の検討に至っていないということをご報告させていただきます。次回以降のワーキングチームでは、残る流域対策の数値検討とあわせて、河道整備、河道対策についての検討を進めていきたいというふうにしております。

以上、ワーキングチーム会議の協議結果のご報告にかえさせていただきます。これについては、後ほどの議論の中であわせてご意見を伺った方がいいかと思っておりますので、引き続き議事を進めさせていただいてよろしゅうございますか - -。

では、そのようにさせていただきます。

次に、資料 2 - 3 で、これまで進めてきた流域対策に関する審議のプロセスが、今後の河道とか貯留施設等の検討、いわば治水全体の検討の中でどういうふうな関係を持っているのかということについて整理するようなチャートをつくってもらいました。これについては、事務局の方から説明を加えていただきます。事務局、よろしくお願ひします。

松本 河川計画課の松本です。私の方からは、資料 2 - 3、「基本高水ピーク流量の分担」に関する協議の進め方についてのご説明をさせていただきます。

これにつきましては、先ほどもありましたけれども、第 22 回総合治水ワーキングチームで協議、確認されましたので、ご報告をさせていただきます。なお、そこでの委員のご意見を受けまして、若干の修正をさせていただいております。

まず 1 番、進め方の概要（基本的な考え方）でございます。基本高水のピーク流量につきましては、下の図にありますように、左から、1 番目に河道対策（河川改修）、2 番目に流域対策、そして 3 番目に、その間を埋める形になっておりますけれども、貯留施設という順に検討しまして、おおむね、 の手順で分担量を決定していくと。 につきましては、対策の具体案を設定する。 として、具体案を評価し、絞り込みの上、採用の可否、効果量を決定します。 として、分担流量の精査、調整（担保性の検討）を行って決定するということになります。なお、河川整備計画につきましては、基本高水の分担を決定した後、整備目標水準に合わせて具体的な対策を設定するということになります。

次に 2 番、各対策の検討の方向でございます。 の河川の対策は、精査までの当面の対応としましては、現在検討している河道流量で仮置きをします。それから、 の流域対策

については 11 の対策、 の貯留施設については遊水地、ダム の具体案を設定しまして、評価、採用の可否、効果量を検討するということとなります。

3 番、各対策の評価でございます。評価項目としましては、これまでの流域対策での治水効果や課題のまとめを踏まえまして、有効性、経済性、技術的観点、環境適合性、実現性、箇所数、面積等がございますけれども、具体的な内容は、右に書いておりますように、効果量、事業費等を挙げているところでございます。

これが全体的な協議の進め方でございます。

次に、裏のページに、現在議論されている流域対策についての目標設定、すなわち数値化の考え方を流れとして参考に示しております。このページの一番下に、昨年 11 月 15 日に開催された第 11 回総合治水ワーキングチーム会議の協議結果をお示ししておりますけれども、個別対策案の課題整理表に基づきまして、流域対策の検討手順として、最大限見込める流出抑制の効果量の試算と検証を行う、対策案実施の可能性を技術的側面、社会的側面、コスト等から検討する、実施が可能となった場合の管理運営主体と運用方法の検討を行うとなっております。これも踏まえまして、たたき台として上のところに再整理したものでございます。

委員会で議論されております流域対策施設には、遊水地等の河川対策も含まれておりますけれども、分類をしますと、左側にある小規模分散型施設、それから右側にある大規模施設に分かれることとなります。

小規模分散型施設としましては、狭義の流域対策として、森林、水田、ため池、公園、学校、防災調整池、各戸貯留、その他というのがあります。これにつきましては、右下にございますけれども、可能量の評価ということで、先ほど 1 ページでご説明いたしました評価項目の検討によりまして、目標設定（数値化）を基本方針、整備計画について行うということになるかと思えます。

一方、大規模施設は、河川対策として遊水地、ダムがございまして。評価軸としては、流域対策と同様でございますけれども、枠の下に書いてありますが、各貯留施設の比較、特に優先度とか組み合わせというのが重要になると考えられます。

以上、流域対策の目標設定の考え方についてのご説明を終わらせていただきます。

松本委員長 この件に関しましても、次の総合治水対策の効果量の試算結果とあわせて、一括してご審議をお願いいたします。

引き続き、ワーキングチームで本日の委員会に向けて整理をしました資料 2 - 4、武庫

川総合治水対策の効果量（試算）について、私の方からご報告させていただきます。

この大きな表は、先ほど事務局から説明していただきました参考資料の裏面の表を少しアレンジしたものであります。我々は、昨年9月以降、流域対策として、学校やさまざまなところで一時的に貯留、浸透させていくことによる河川流入への負荷の低減を目指して、これが武庫川の治水対策の大きな特徴である、総合的に流域対策を進めようというふうに取り組んできました。その中では、下段の洪水調節施設としてくくっております遊水地、利水ダムも、流域対策としてあわせて検討してきました。

しかしながら、実際に施設の条件を検討してみますと、利水ダムというのは、もちろん河川の中につくったダムでありまして、この利水容量の一部を治水に転用するということであり、まさしく河川の中の貯留施設そのものでございます。遊水地も、河川に隣接したところで一時的に水を貯留してピーク負荷を軽減するというので、いわば河川の施設と一体化したものであり、その上にいろいろ書いてあります流域対策とは本質的に機能や位置づけが異なるであろうということで、このような区分けを前回明確にしたわけでありませう。

きょうは、まず上の流域対策と、既に流域対策の一環として検討してきた遊水地、利水ダムについて、どのような試算が現在行われているかということをご報告させていただきます。

まず、一番上の学校と公園については、随分と早い段階からリストアップをして、県の関係の部局とも意見交換をしながら進めてまいりました。

学校に関しましては、公立、私立を含めて、流域内のすべての学校を網羅しました。この場合の流域というのは、基準点の甲武橋以北の河川に流入していく地域でございますが、その学校が114校あるということでございます。甲武橋以南のいわゆる氾濫域として位置づけられているところの学校施設は、武庫川への流入の負荷低減ということとは数字的には違う機能を持っておりますので、外しております。

学校の効果量というのは、学校の敷地内に降った雨をグラウンドにすべて集めて、そこで30cmの高さまで貯留できるような構造で一時的にためる。しかも、初期降雨をためていけば効果が減りますから、川の側で余力のある段階のものは排水していく、いわゆるオリフィス構造でピーク降雨をカットするという前提にしました。公園も、同じような仕組みであります。グラウンドという平地のところ、30cmの水深で貯留できるように施設を改善し、敷地内に降った雨がそこに流れ込むようにしておくということで、基本的に同じ考え

方であります。

学校の場合、甲武橋の基準点の $11\text{m}^3 / \text{s}$ という数字は、欄外に書いてありますように、平成 16 年モデル - - 大きい方の数字を対象にしました。甲武橋地点の基本高水流量は 2 つの設定をしておりますが、大きい方の数値を対象にして、これに対する軽減効果がどれだけあるかという現時点での試算であります。それが $11\text{m}^3 / \text{s}$ という数値になります。

公園は、流域に 127 カ所ございますが、このうち緑地公園とか大規模な公園の場合には、敷地に降った雨をすべてグラウンドに導入していくのは大変難しい地形、構造になっているところが多いですし、例えば有馬富士公園のように、森林形態をそのまま残しているところも随分ございます。そういうふうなところは除いて、いわば学校と同じように敷地内の水を大体収集できるようなところ、構造上そういうことが可能なところだけを取り上げました。それから、グラウンドとして一定の水深 - - 30cm までためられるような構造を持ったところと言いますと、対象が 80 カ所に減ります。そして、公園面積が 0.1ha 以上の規模のところを、原則としてオフサイト貯留 - - ピーク降雨をためていくという構造でためる。敷地内でためることが無理な地形のところでは、グラウンドに降ったものだけをためるという構造で計算すると、 $2\text{m}^3 / \text{s}$ という数値になりました。

学校、公園で、構造上工夫をしてピークの流入量をカットできる量はこの程度だろうという数字になっております。

3 番目のため池は、今検討のさなかで、まだ途中までしかできていないんですが、流域にはおよそ 1,200 ぐらいのため池があるというふうに台帳からリストアップをされております。ため池の規模とか構造等々をチェックしておりますが、一つ一つの構造をすべて把握できる状態に至っていません。満水面積とか流域面積、あるいは貯水量等々は把握されておりますが、余りに小さなため池、いわゆる利水用のため池施設に治水機能を持たせるためには、ため池の改造であったり、降雨に対して備える管理という作業がつかまといま。したがって、ここでは一定規模のものを拾い出そうというふうにしました。

当初、満水面積で 1万m^2 以上 - - 1 ha 以上のものだけを拾って、86 カ所としていました。それに、そこへ水が流入してくる流域面積 0.1km^2 以上、水深 2 m 分を治水に使うという前提で、総治水量に占める割合が 80% 以下。余り大きいと、大雨が降るのに備えて水を抜くときに空っぽになってしまいます。空っぽにしてしまうということは、ため池の生態系とかいろいろ問題が多いわけで、可能な量にとどめなければいけないという形で試算した一つの事例が 39 カ所あります。この場合は、所有者を公的団体等に限っています。

いわば小さな数値として、39カ所のこうした前提条件をつければ $58\text{m}^3/\text{s}$ となります。

ただ、これでは余りにも対象が少ないのではないかとということで、現在試算のやり直しをしております。その一つが、満水面積 $5,000\text{m}^2$ 以上、流域面積 0.1km^2 以上で、水深 1m 分だけためていけばどうなるかという形で、これよりももう少し大きな数値が出るのではないかと想定しています。

水田は、随分前の委員会でご報告しました数値以外には新たな検討がなされておられませんが、雨水を水田の畝の中に 20cm の水位で貯留させることができれば、それによってどの程度の効果があるか、以前に出した最も大きな数値として、流域内の水田面積のうちの 80% 、約 $5,600\text{ha}$ を対象にして、雨水を 20cm の水位で貯留させた場合には $425\text{m}^3/\text{s}$ の効果があるという試算はあります。ただ、 80% といっても、水田面積には畦畔も含まれていますので、実際に貯留できる面積が 80% 、いわばすべての水田でそういう貯留を行えるということで見ているわけで、現実的には甚だ難しい問題だろうということはワーキングチームの会議の中でも出ております。さすれば、どの程度までを期待数値として盛り込めるのか、それはまだこれからの課題でございます。

5つ目の防災調整池は、この流域の中には 178 カ所ございます。これはすべて治水対策の調整池として把握されていまして、下流地域の河川整備が進めば廃止できるというふうに設置当初からなっているわけですが、今後は防災調整池を廃止することなく、永久に治水施設として役立てていくという前提のもとに、 178 カ所すべての防災調整池を活用して、 $1/100$ の計画規模の雨量に対応するようなオリフィス構造に改造すれば、 $12\text{m}^3/\text{s}$ が期待できるということでもあります。で $4\text{m}^3/\text{s}$ と出ておりますのは、このうち県と市が所有している防災調整池 37 カ所に限った場合だったらこの程度にとどまるという数値であります。この2つの数値の間に、無限大にいろんな数値のとり方があるかと思いますが、これもまだ詳細な検討は行われておりません。

6つ目の各戸貯留、雨水浸透型施設は、いわゆる雨水利用という形で、これまではどちらかといえば利水対策、天から降った雨を各家庭でためて、庭の水撒とか2次用水等に使っていく、あるいは雨水浸透ますをつくって地下浸透させていくというふうなことが言われていますが、この流域ではなかなか進展していないので、これを全面的に進展させればどうかという提案でございます。これについては、前回流域対策の骨格をご説明させていただいた際に、 $1/100$ の最大の降雨に対応して、これの効果量を取り込んでいくというのは難しいのではないかと、何となれば、敷地内への雨水浸透型の場合、多分そういう雨の

ときには既に雨水の地中への浸透は飽和状態に達して、ピーク時の雨はそのまま雨水管を伝って流出するだろうということが言われておりますが、幾分かは歩どまりがあるだろうということで数字が挙がっております。

各戸貯留の方は、雨水タンクを使ってためるわけですが、降り初めの雨から全部ためていったのでは、よほど大きなタンクを各戸に設置しない限り、ピーク時の対応は無理だろうという形で、実はまだ試算をされておられません。ここに挙がっているの $9.72\text{m}^3 / \text{s}$ という数値は、流域内の5万戸で浸透ますが設置された場合に期待される効果量であります。5万戸という数値がどれだけ妥当かはわかりませんが、とりあえず5万戸の場合だったらこのくらい出るというふうな仮説を出しております。そういうことが義務づけられて、戸数をふやしていくことによって、もちろん効果量は上がってくるわけですが、どうすれば可能かということは未検討でございます。

したがって、数値化をしないとすれば、のゼロになるわけではありますが、この検討の中では、各戸で雨水貯留タンクを設置するという試算をしておりません。また、一定規模の雨水をためるタンクが一定規模の住宅に設置されて、しかも各戸で、大雨が降った後は次の雨に備えて、あるいは大雨が降る前にはタンクを空にしておくということが仮に励行できれば、一定の効果量は見込めるのではないかという議論もあることはありますが、それを果たして基本方針の中に盛り込めるかどうかは別の問題です。ただ、一人一人の住民が寄与できる、貢献できる治水対策としては可能性があるのではないかという議論は残っておりますが、このあたりの検討はまだこれからでございます。

その他、駐車場とか棟間貯留というのは、団地と団地、建物と建物の間の駐車場とか空地に、公園や学校のグラウンドと同じような一時貯留機能を持たせていくということで、国交省もそうした技術指針を出しております。あるいは、ショッピングセンターとか公共施設の大規模な駐車場で、例えばピーク時の水を30cmためればどのくらいの効果があるのかということも提起されておりますが、この辺はまだ試算は行われておりません。これから大規模に開発される地域について、何らかの形で一時貯留の機能を持たせられないかという提案もされておりますが、まだ数値化をご報告できるような段階には至っておりません。

以上が、これまでに挙げている流域対策の数値検討した結果ないしは現在の検討状況でございます。

下の段の河川対策の方でも、先ほど申し上げましたように、遊水地と利水ダムについて

一定の検討をしております。まだ結論は出ておりませんが、このうちの遊水地は、前回は報告しましたように 3 種類あります。

の結果として湛水と書いてあるところは、主に上流域の川沿いの農地であります。上流域の農地は、大雨が降るたびに浸水の常襲地帯になっております。現実には、抜本的な河川改修が進まない限り、大雨が降ったら川からあふれる、ないしは川に流れ込んでいくべき内水が流れ込まずに、川からあふれた水と川に流れ込んでいく水が一体となって、流域の農地に湛水していく。これは、先ほどの水田の畝の中にためるところではなくて、畝も含めて一面湖のように水がたまるわけでありまして。こうした浸水常襲地域は、河川対策が進んでいかない限りはたまっていくだろう、果たしてこれを計画の中に盛り込むことが可能かどうかという検討をしているわけでありまして、結論はまだ出ておりません。

いろんな問題点もございます。農地の側からすれば、優良な農地を遊水地として位置づけるということに対する抵抗も多々あるかと思えます。最近では国の方からも、都市部での大きな被害を避けるために、山間部とか農地へ一時水を逃がす、いわゆる遊水地機能をもって大雨時の対策にかえるというふうな考え方も出されております。このあたりも含めた議論がこれからぜひ必要であります。

では、実際にどの程度の水がたまり、効果があるのかという試算であります。もちろん、こうした地域への湛水を盛り込まないということにすれば、採用しないですから、ゼロであります。実際にその可能性のあるところを 13 地域ぐらい挙げております。この 13 地域、延べ 108ha のところで、現有の農地のまま、たまっていく水量の基準点における流出抑制効果を計算すれば、 $35\text{m}^3 / \text{s} + \dots +$ というのは未計算のところが残っているからであります。この程度の効果量が見込まれるという数字も出ております。

は、公共施設、都市施設であります。ここに挙げられている数字は、個別の検討を全くしておりません。しかし、ワーキングチームの委員の中から、主に中流、下流域にある公共施設、例えばグラウンドのようなところに湛水させる、あるいは地下の貯留施設をつくるということも考えてはどうかということで、その可能性のある候補施設が随分たくさん挙げられております。その挙げられたものをそのとおり効果を計算すれば、例えば - 1 というのは、中流域の公共施設 5 カ所、延べ 16ha にためれば $133\text{m}^3 / \text{s}$ になる。あるいは - 2 は、下流域の公共施設及び民有地 6 カ所で掘削、あるいは地下貯留施設をつくれれば、 $500\text{m}^3 / \text{s}$ を超えるような効果があるという試算はしております。ただ、それぞれが本当に可能かどうかというところの検討に至っておりませんから、まだ具体性のある数

字とは言えない段階であります、やればこれだけの大きな数値が出てくるということでもあります。上流域に比べて、中流域ないしは下流域という基準点に近いところで水を一時貯留するので、効果量が大きくなるという背景もございます。

の河川施設は、河川管理者が用地買収ないし用地の利用権を取得した上で一時貯留施設として設置する遊水地であります。今検討しておりますのは、例えば県の方で適地ではないかと、可能性があるものとして出しているのは、中流域の 1カ所であります。12ha を掘削して、1.5m から 4.5m ぐらいの段々の水深でためれば、ここ 1カ所で $42\text{m}^3 / \text{s}$ の基準点に対する効果量が考えられるという案が 1つあります。それ以外にも、委員の方から、中流域で幾つかの地点が候補として挙げられております。そうした地点を合わせて 64ha ほどを、掘削したりしながら、一定の遊水地機能を持たせた施設にすれば、 $228\text{m}^3 / \text{s}$ という数値も見込めないことはないという試算が出ております。

遊水地は、治水計画として指定していく限りは、いずれも一定の費用等々が発生していくわけですが、どこまで遊水地に分担させるかという中で検討しなければいけないという意見が出ております。

最後に、利水ダムであります。川の中の貯留施設は、既存のダムか新規ダムかという 2つの選択がありますが、ここでいう利水ダムは、既存のダムを活用した場合であります。多目的ダムの青野ダムを除いて、あとの流域の支流にあるダムは、すべて飲料水等の利水を目的とした利水専用ダムであります。この利水容量の一部を治水に活用していく。大雨が降るといときには 2m ほど水位を下げておけば、どの程度の効果が期待されるかということでもあります。青野ダムに関しましては、現行の治水容量プラス、大雨が降るとい予報があるときには、現行の利水容量からさらに 2m ほど水位を下げておけば、それだけ治水容量がふえるわけでありまして、この増量分であります。

4つのダムにつきましては、の試算条件の中で、青野ダムで $116\text{m}^3 / \text{s}$ 、山田ダムで $12\text{m}^3 / \text{s}$ 、千苅ダムで $189\text{m}^3 / \text{s}$ 等々、未試算のところもございまして、そうした可能性があるという試算がそれぞれ出ております。したがって、この 4つのダムを全部やれば、 $317\text{m}^3 / \text{s}$ + - - 試算を出していないところがありますから - - が見込まれるという数値であります。

これに対して、やはり利水も大事である、利水を犠牲にして治水活用するのはよろしくないという意見もございまして。利水ダムを活用しない場合には、もちろんゼロでございますので、これからはゼロから の数字の幅での検討になってくるのではないかと思います。

いわば既存のダムを治水に活用すれば、どの程度の可能性があるのかという試算でございます。

以上が、既存施設あるいは洪水調節機能を持った河川施設についての試算でございます。

こうした治水対策の効果量を念頭に置きながら、それぞれ未検討の部分をさらに詰めていきますが、先ほど資料 2 - 3 で説明をしていただきましたように、まず河道対策でどれだけ負担できるのかということが大前提になります。河道対策で負担できないもののうち、流域対策でどれだけ負担していけるか、流域対策が膨大な可能性があるのでしたら、その分だけ河道の掘削とか拡幅によって河道の負担を軽減していくということにも寄与していくわけですが、その辺の兼ね合いの問題かと思えます。

そして、河道対策で最大の対策を講じて、駐車場云々のところまでの流域対策を最大に見積もってもこの程度のものだとすると、残ったものをどうするか、いわば洪水調節施設として対応していかないといけない。その際には、遊水地や利水ダムの活用でどの程度 of 分担が可能であるかというところを詰めていく。どうしてもできないのなら、新設のダムが必要なかどうか、新設ダムをつくることの可否の議論に移っていくのではないかといいうふうに、今後の総合治水ワーキングチームの治水の検討のプロセスを想定しております。

以上をもってワーキングチームからの本日のご報告を一たん終えさせていただきますが、ワーキングの方でまだこれから検討していく数値が多いわけで、この後の議論の中では、その数値の是非を議論していても、余り生産的でないのかなという気もします。きょうは、こうした治水対策の全体の枠組みを踏まえて、どのような取捨選択を行うのか、あるいは河川・流域対策、洪水調節施設、河道、それぞれに対してどのような分担をさせていくのか、その際に乗り越えなければならない課題は何なのかという問題点について、委員の皆さんのご認識等々を議論していただければ、今後の検討に大きく反映されるのではないかといいうふうに運営委員会では考えておりますので、よろしく願いいたします。

では、ご報告しましたことに関してのご質問あるいは意見も含めて、それぞれお出しただければと思います。

奥西委員 前回の運営委員会の後、意見書を提出させていただきましたので、それについて少し意見を述べたいと思います。

実は、前回のワーキングチームに出席していたんですけれども、遅刻しまして、今県の方から説明がありました資料 - 1、今回の委員会では資料 2 - 3 ということになっておりますが、それに関する説明と討議のときにおりませんでしたので、少しピント外れの議論

を意見書に書いているかと思うんですけども、私の意見書の第1項になりますが、それについて意見を述べさせていただきます。

1番は、基本高水流量の分担についてと題しておりますが、今回の資料2-3で、基本高水流量を、河道対策、流域対策、貯留対策で分担して、数字が合えば、それでよしいというように考えるべきではないというのが私の意見で、そう考えるべきであるということが資料2-3に示されているわけでは必ずしもないと思っておりますが、そのことを確認したい。

河川法の改正前であれば、そういうことになるんですが、改正後、特に氾濫を許容する治水対策と超過洪水に対する考慮というのが入っておりますので、それに尽きるわけではありませんが、その2つを問題にしております。

氾濫を許容する対策に関しては、例えば、先ほど委員長から説明された中の結果として湛水するというような遊水機能がこれに該当しますし、委員会では検討しておりませんが、以前に尼崎市の担当者から内水氾濫についての見解表明がありまして、下水道施設は1/10確率で設計されていて、1/100の雨が降ったら、必然的にあふれることになるが、恐らく床下浸水にとどまるであろうから、下水道があふれても問題にならないと考えているという発言がありました。実際にシミュレーションをやって、床下浸水にとどまるかどうか我々としては検討できておりませんし、床下浸水ならば構いませんよという方針でいくのかどうかということも検討しておりませんけれども、そういうことも氾濫を許容する対策の中に含まれます。

今のは内水問題ですが、武庫川の溢水についても、そういう考え方ができる可能性はあります。もちろん、そういうことが望ましいと思っているわけではないですが、やむを得ない選択としてはあります。さらに言えば、地震時に堤防が崩れるとか、高潮あるいは津波のときにどこまでもち得る対策をするのかということも視野に入れなければいけないだろうと思います。

また、超過洪水を考えると、超過洪水というのは上を見れば切りがないわけですが、計画以上の洪水が来れば溢水するということは当然念頭に置かねばならないので、溢水したときには我々は責任を持ってませんというふうな治水の基本方針ではぐあいが悪いだろうと思います。

あと、審議の手续として、立ち戻りの原則で、順番にやっていって、数字が合えばそれでおしまいということになりますと、例えば、遊水地で、本当はこんなところに水を入れ

たくないというところに水を入れることが、十分な検討なしに通ってしまう可能性はあります。このあたりについては補償の問題とかも絡んでくるかと思えます。

2 番は、治水事業費の試算についてということで、補償の問題が一番大きいわけですが、意見を書いております。この部分はちょっと口調が変わっております。裏の方にまたがっておりますが、要するに費用を試算する場合に、何かをつくる費用というのは、一回支出してやっしまえばそれで終わりですけども、どんなものについても維持費というのが必然的にかかってまいります。補償費というのを維持費の中に含めるかどうかということについても議論はあり得ると思えますけれども、裏の方に書いておりますが、例えば農地で浸水する場合の補償については、ある期間を限って、その期間について補償するというのであれば、何年に一遍水につかるという確率から 1 年間当たりの想定損害額を計算して、それに見合う補償というのはできますけれども、今後永久にということになると、時間としては無限大の時間をかけることとなりますから、計算不能であると。だから、河川管理者から補償費を幾らに提示されても、農家の人はどう考えてもうんと言えないような仕組みになってしまうということがあります。

したがって、私は、これは損害が起こるたびにその損害を補償するという形にすべきだろうと思うんです。計画側としては、幾ら見込んだらいいのかわからないということがありますけれども、ほかのことで同じですが、これは、不確定要素を含む維持費として計上するのがいいのではないかと思います。

以上です。

松本委員長 氾濫許容とか費用の問題です。費用の問題に関しては、先ほどの報告の中では触れておりませんが、当然それぞれの対策に対して費用効果の問題がこれから出てくるわけです。現時点では物理的にどう可能かということを検討した結果が先ほどのご報告でございます。

奥西委員 ほかの方から意見が出る前に、ちょっと補足させていただきます。

環境問題について少し触れているかと思えますけれども、丸尾さんの方から環境問題についてかなりきちんとした意見書が出ております。我々の総合治水ワーキングチーム、それを受けた流域委員会でも、それぞれの対策に関する環境影響については、利水影響も含めて、ほとんど議論ができておりません。そういうことは議論しなくてもいいと思っているわけでは決してないし、サボっているわけでもないと思います。

今まで何をやっているか、私なりに整理すると、自然が要求するような環境はどういう

ものであるか、あるいは武庫川の自然を享受するような住民側からの要求というのはどういうものかについて取りまとめているということになると思います。それがないと、ある対策について、環境上許容できるかできないかという判断ができない。厳密に言えば、どんな対策でも環境上何らかの影響があるからノーだと言えないこともないわけですが、そういうことを言い出すと何をやってもだめだということになりますので、許容できるという線をどこに引くかというのはかなり難しい問題を含んでいるとは思いますが、そういうことを判断する材料、基礎的な判断基準として、望ましい環境というのがまずなければいけないと。

今紹介されたような個々の対策にどのような影響があって、それは環境上イエスかノーかという間には非常に距離があると言わなければなりません、これについては拙速な判断はすべきではないというのが私の意見です。

松本委員長 それぞれのご意見とご意見に対する関連とか反論も含めてお出しただければいいかと思えます。

中川委員 ただいまの奥西委員のご意見に反論というものではありません。そのとおりだと思っております。少し関連する部分もあるかと思うんですが、冒頭委員長の方から話がありましたように、きょうは、細かい数字の話ではなくて、少し大きな視点での議論をしてほしいということでございましたので、そういう視点で意見を申し述べたいと思います。

ここしばらくの総合治水ワーキングの議論では、数字の話に終始しているというのが現状です。今から私が申し上げたいことを一言で言いますと、もっと積極的に武庫川で総合治水を取り入れるという方針を入れましょうよということをご提案したいんです。私、前から何度も申し上げていますが、何の根拠もなしにそう言っても、また観念的に言っているなというふうにとらえられると話が先に進まないかと思えますので、少し具体的な例を引きながら申し上げたいと思います。

今までの委員会の議論の中でも明らかになってきたようなことを確認しておきたいんですが、武庫川流域の特に中流から下流の特性を考えてみますと、例えば、生瀬橋から甲武橋の流出を見ると、ほぼ100%降った量が流出してしまうという傾向がある。これは治水解析ワーキングチームの中で明らかになってきたことです。あるいは、以前表が出ましたけれども、流域の調整池というのがかなりの数が埋め立てられてしまっている。あるいは、現状として市域内のため池というのが埋め立てられる開発圧が非常に大きい。俗に言うミ

二開発における近郊の森林の開発というのが非常に大きい。これは伊藤委員からも何回かご指摘がされています。あと、市街化区域、あるいは市街化区域外もそうですが、アスファルト化、コンクリート化というのがかなりのスピードで進行している部分があるというところが、今までの委員会の中でかなり出てきたことだと思うんです。今議論している流域対策のところ、そういうことをきちんと盛り込んでおかないと、結局、現状に対する対応というのができない方針になってしまうのではないのかということをお心配しています。

もう少し言いますと、幾つかこうやって挙げて議論をしてきているんですけども、非常に難しい課題があるのはわかります。再三河川管理者、あるいはコンサルさんも含めて、あるいは河川工学に強い委員の先生方からご指摘をいただいているところですが、やるやり方をどう確保するかということをおきちんと入れておくことが必要なんだというふうに理解しています。

今試算してきているところは、ざくっととらえますと、50とか60とかそんな数字なんです。100ってない。目標として、4,900とか、5,000に近いような数字を挙げようかと言っているところで、ボリュームとしては1/100の50とか60とか、そんな程度の総合治水でいいのかなというのをもう一遍聞きたいと思います。

いろいろな面で武庫川で参考にさせてもらっている鶴見川が、基本方針の検討が国の委員会で終わって、非常にわかりやすい資料が出ておりました。去年の3月29日の第15回基本方針検討小委員会の資料です。この資料は、ホームページでも国交省のサイトから見れます。ただ、委員会ではまだ紹介されていなかった資料です。

(スライド)

鶴見川の概要は、以前にこの委員会でも紹介されていますけれども、流域の規模は武庫川より小さいです。流路延長も、武庫川よりも小さい川です。ただ、武庫川流域でも伊藤委員が以前から何度もご指摘いただいています。鶴見川の場合は、市街化の進行度合いが非常に高い。赤いところは市街地ですが、市街化が非常に進んできているというのは、武庫川と非常によく似ています。

また、武庫川では、ここ二、三十年で水の出方が非常に速くなったというのは、この委員会、あるいはリバーミーティングでも流域の方々からの意見として出ていますが、鶴見川では、過去に比べて、流量としては2倍以上、ピークの時間が3分の1になっているというような特徴があると。武庫川は定性的な形でしか言われていなくて、こういうグラフがかけていないですけども、状況としては非常に似ている部分があります。

鶴見川で、こういうようなことを過去に既にやってきているということで、私たちが今検討している部分は、流域対策の中でも限られた部分なんだというのがわかります。盛り土の対策とか、市街化区域の保持とかはまだ議論しておりませんし、この中にも入ってきていないという状況だと思います。

武庫川とよく似た問題点は、鶴見川でも指摘されています。防災調整池の埋め立ての発生です。武庫川でも、防災調整池が、特に上流の方で埋め立てられているというのは事実としてありますが、鶴見川の場合は武庫川よりももっとシビアな状況だと私は理解しています。これに対して、特定都市河川浸水被害対策法という平成 15 年 6 月に施行されている法律に基づいてさまざまな対策をしようということです。

先ほど私が、武庫川流域で 5,000 に対して 50 ぼっちでいいのかというようなことを申し上げたんですが、真ん中の部分が、今回策定された鶴見川の河川整備基本方針の保水対策の内訳です。棒グラフのサイズを見ていただいたら結構なんですが、水色のところが、現況、公共管理として河川管理者が管理されている部分です。これとほぼ匹敵するピンクの部分が、実は民間部分です。民間部分をこれだけ計画として取り込みましょうということをきっちり位置づけています。

ピンクのこの部分は、100m³以上の貯水容量を持つ施設が対象になっています。ピンクの下部分は、私は、ほとんどが現在既にある民間の調整池だと想像していますが、これを公共で改造するということです。かなりのボリュームがあるというのはわかっただけだと思います。上の部分は、公共では改造しないで、現状のままです。さらに上の部分は、民間がする部分ということで、こういうようなボリュームで、基本方針の中に取り込んでいます。

ちなみに、さきほどご紹介しました特定都市河川浸水被害対策法の 23 条に、調整池を保全調整池に指定し、埋め立てを規制するという定めがあります。それを適用するのがこの部分です。この委員会でも、埋め立てないためにはどうしたらいいんだ、開発要綱しかありませんので指導することができないんですというような話が何回も議論されていたんですが、法律という形ではもう既にあると。これが武庫川に適用できるのかどうかというのはお聞きしたいところではあるんですが、少なくともそういう法律的なフレームワークはありますし、実際鶴見川ではそういう形で整備基本方針が策定されていると。実は委員に池淵委員も入っておられますので、そのあたりをきょうお聞きできたらと思っていたんですが、議事録と公開されている資料から私が読み取った範囲はそういうようなものです。

結局、鶴見川は、総合治水のこの容量をどれくらい見たかということ、第2回のワーキングのときに河川管理者の方からお話がございましたが、2,860のうちの260、ほぼ1割を流域対策の分と見て、2,600m³/sを基本高水とするという基本方針を採用しています。

そこで、最初に私が申し上げたかったことに戻るんですが、武庫川でももう少し真剣に流域対策に取り組んでいくことを方針としてまとめるべきではないかというのが私の本日の意見です。

松本委員長 ちょっと質問ですが、鶴見川のケースの流域対策の260m³/sというのは、防災調整池は、その260m³/sに含めた位置づけなのですか。

中川委員 先ほど私が防災調整池だと思いと申し上げたのは、あくまでも私が資料を見て思うと言っただけなので、河川管理者さんからきちんと確認していただきたいなと思うところです。

ちなみに、先ほどの棒グラフは、保水対策の考え方ということで、ボリュームを示されている資料の一部です。本日の資料2-4は、甲武橋の評価量として出していますので、これ対応でいきますと、2,860m³/sに対して260m³/sを総合治水でという内容です。

先ほど具体的な数字を申し上げませんでしたでしたが、ピンクの部分、2つに分かれていたんですけれども、750基プラス250基ですから、約1,000基の民間の貯水施設に対して公共で改造して手当てをしようということです。

さらに、民間で持っている上の緑の部分は、同じく新法の9条で、恒久的に保存することができるので、その指定にしようという整備基本方針になっております。

岡田委員 冒頭において委員長から今後の取り組み方ということでお話がございましたが、基本的な考え方について十分議論することを先決事項として考えていくべきであると思います。ただいまお二人の方からお話がありましたが、両方ともそういうような意向を踏まえてのお話であると思います。私も、3項目ほど自分の意見を言わせていただきたいと思います。

第1に、河川法は、治水、利水、環境の3本柱を基本としております。このうち、環境については、自然環境における生態系とか水循環等について議論を重ねたものの、まだ十分であるとは言えないと思います。ここで視点を変えて、地球環境について考えますと、水と空気は人間が生存していく上で、たとえ1時間でも絶やすことはできないものでありますが、かつてはただと考えられていました。この資源も今は値段がつく時代になってき

ております。大気圏中のCO₂の濃度が毎年増大し、京都議定書の発効されたころよりシンクグローバル・アクトローカルという言葉が多くの人々の口にのぼるようになってきました。それについてこれ以上説明する必要もないと思いますが、アクトローカルを現在私たちが議論している武庫川の治水問題に即して考えますと、治水対策の中で環境に及ぼす影響が最も大きいダム建設以外の方法で治水対策が立てられないのか、まず検討する必要があると思います。

流域対策のうちで、森林については、100年確率のような大雨の場合、その保水機能は評価されていませんが、地球環境の観点からはCO₂削減に効果があることは既に認められております。したがって、私たちは、少なくとも流域森林面積の減少を食い止めることに努力すべきであります。

知事は、河川管理者の立場以外に、総合的な政策の立案者であり、実施権者でもあります。その立場からは、河道対策について新規ダムというカードを切る前に、なお一層の熟慮をしていただきたいと思います。流域対策の各項目、遊水地問題についても、限られているとはいえ、まだ何枚かの知事が切ることができるカードがあると思います。治水対策が別の展開を遂げる可能性は十分に残されております。熟慮と勇断を持って、時代に即した河川整備基本方針の策定に努力しなければ、従来のいわゆる工実 - - 工事実施基本計画を踏襲するマンネリズム、いわゆるマンネリ思考に陥ることになると私は思います。

最終的にダムを検討する場合でも、その規模、場所、構造等について、今まで考えてきたいわゆる武庫川ダムというイメージを捨てて、自然環境に悪影響を与えないダムとはどういうものかを考え直してみることが、ゼロベースからの検討と言えるものであると私は考えます。

第2は、河川整備計画と基本高水流量について提案します。河川整備計画については、河川砂防技術基準に、地元住民のニーズなどを踏まえて、20ないし30年の期間に到達可能な治水計画と明記されております。これについて、特に問題はないと思っております。基本高水のピーク流量についても、その数値を明確にすることが求められておりますが、その達成時期については全く規定がありません。技術基準に言いわけ的な説明がなされているだけです。しかしながら、高水流量というものを一定の数値目標として掲げ、河川整備計画で一定期間に到達すべき目標が定められている以上、その結果として次第に基本高水のピーク流量に近づいていくということは当然のことです。最初の整備計画の期間を終えて、なお基本高水に到達しなければ、続いて第2次河川整備計画が策定されると

思われますが、それが終結するのは、最初の整備計画から数えると 40 ないし 60 年後であります。つまり、平成 78 年になるわけです。そのような時期になっても、まだ基本高水のピーク流量がいつ達成できるのかわからないというようでは、具体的な到達目標として、設定そのものが妥当であるかどうかを再検討する必要があると思います。県当局とそれを支えるコンサルという巨大な技術集団がその予想を立てられないということはないと考えます。

整備計画においては、基本高水の達成時期というものを明記していただきたい。それではなければ、いずれそのうちにということになってしまい、河川管理者として十分な説明責任を果たしているとは言えないと思います。河川管理者が達成期限の明示ができないと言われるのであれば、流域委員会は知事への答申の中で、基本高水流量は河川整備計画を策定した年からおおむね何年後に到達すべき目標とすると記載するのが武庫川流域委員会としての説明責任を果たす道ではないかと思います。

第 3 に、超過洪水対策について述べます。既に流域委員会においても、あるいはワーキングチームにおいても、多くの委員が見解を述べられております。設定された基本高水のピーク流量を超える洪水が発生した場合、それが超過洪水であると私は考えております。降雨は自然現象でありますから、100 年確率以上、200 年、300 年という大雨は必ず降ると考えるべきであります。したがって、超過洪水対策はできるだけ早急に着手すべきです。超過洪水対策のスタート時点とみなされているハザードマップについては、河川整備計画が決定後の着手となりますが、各地方自治体では、地域ごとの過去の経歴等から、設定の準備についてはそれぞれご努力をいただいていると思っております。超過洪水対策は、ソフト、ハード両面で行わねばならず、ソフトは、一口で言えば、防災対策の進め方あります。ハードについては、私は、最も重要なのは甲武橋下流一帯の堤防の強化対策であると思います。堤防については、オーバーフローしても破堤しない、決壊しない堤防対策を立てるということが第一であると思います。

これは余談になりますが、一昨日、2 月 11 日に、私は武田尾の温泉街のところへ新しい橋がどの程度かけられているかを見学に行きまして、一生懸命努力しておりますのを間の当たりで見ました。それから、JR の武田尾駅の南を歩いていきますと、真新しい建物に出会いました。何かと思いましたが、大きな看板が掛けてあって、武田尾公民館兼防災資料倉庫と書かれておりました。その下に、宝塚市長と書いて、ある方の名前が書いてありました。それはあえて申しませんが、要するに、その方に文句を言うのではなくて、防災の

ために、箱物が不要とは言いませんが、防災のソフト対策というのはもっと重要であると思います。

そういうことですのでございますから、超過洪水対策に対しても十分な配慮をするということ、委員会の提案に重要な指針として盛り込むべきであると思います。

以上の3点を、流域委員会が武庫川の河川整備基本方針及び河川整備計画の策定について、知事への答申をまとめるにあたって、作成に臨む基本戦略的な考え方として委員会で検討し、討論していただくようお願いいたします。

以上でございます。

松本委員長 今後の議論を進めていく上でのポイントの1つかと思います。

佐々木委員 今までの委員の方々が述べられたこと、すべてそのとおりだと思うんですけども、初めに奥西委員が言われました氾濫を許容する治水対策と超過洪水に対する考慮ということですが、きょう、初めに出示されました資料2-4の表と申しますのは、武庫川総合治水対策の効果量の試算ということで、1/100のピークに効くかどうかという試算であると思います。ただ、よく見ますと、上半分の流域対策というところは、そのほとんどが効果量としてはそうは出てこないということで、奥西委員のおっしゃる氾濫を許容する治水対策、超過洪水、内水に対する対策という部分がほとんどであるのかなというふうにとれました。そういう意味で、流域対策の部分をもう少し充実させてもいいのではないかと。

そこで、1点は、その他というところをもう少し充実していただきたい。何回か前の委員会で、尼崎市の方にお聞きしたお話ですが、尼崎市は、50年にわたって浸水対策に取り組まれて、内水排除ということで、少し細かいことですが、現在、浸透ますが約4万カ所、浸透管が約134km、浸透舗装が約70haということで、その結果、1時間当たり約4万m³の雨水流出抑制効果があるというふうにお聞きしました。これを計算しますと、効果量として大体11m³/sぐらいになります。尼崎市さんが現在取り組んでおられるのは、そのときのお話ですと、1時間当たり46.8mmの降雨があってもほぼ対応することができるということでした。

その他の部分で、例えば、浸透舗装がなぜ抜け落ちてしまったのか、その理由は私もよくわからないんですけども、浸透舗装に限りましては、尼崎市のように、宅地面積が小さくて、なおかつ建ぺい率の高いような区域になりますと、路面の面積というのが効いてくるかと思えます。これも、1/100のピークカットに効かない、初期降雨にしか効かな

いというお話ですけれども、内水対策といった意味で、超過洪水対策の一環として、もう少しきめ細かく見て、なおかつ効果量についても、数値化しないとか、ゼロからとか、割と消極的なイメージがありますが、せめてこれをゼロにせずに、もう少し上げた部分から考えられないのかなと思いました。そういう意味で、流域対策をもう少し充実していただきたい。

先ほど中川委員が鶴見川のお話をされましたけれども、防災調整池ということでは、武庫川は、鶴見川とは宅地開発の規模というか、侵食の仕方が違いますので、そういった面積も随分と違ってきます。そのかわりに、武庫川にはため池が 1,200 以上もあるという特徴がございます。そういったところをもう少しきめ細やかに考えていった方が、効果量としての数値もアップできるのではないかとということです。

もう 1 点は、委員長から指摘がございました遊水地の中で、結果として湛水してしまう遊水地の部分、特に農地の部分は、整備計画が進んで、河道が整備されていくにつれて、その面積は減っていきませんが、現段階では、常襲地で、どうしても湛水してしまう面積です。その部分は救いの手を伸べてあげるという視点が必要ではないか。鶴見川でも、いろんな法的な救済がございます。数値は、整備されていくとともに少しずつ下がっていきますけれども、その分、ほかの対策での効果量がふえていくということで、現時点では、自然遊水地 - - 遊水地的な機能としてカウントしていくべきではないかと考えております。

岡田委員の整備計画と基本方針の位置づけのお話は、私も、大体同じように考えております。

以上でございます。

田村委員 何人かの委員の方と同じような意見になりますが、資料 2 - 3 と 2 - 4 で、気をついたところを少しお話ししたいと思えます。

1 つは、先ほど佐々木委員が発言されましたその他のところで、駐車場、棟間、大規模開発で、雨水浸透型施設という項目が入らなくて、各戸貯留のところだけ雨水浸透と入っていますので、これはちょっとおかしいと思えます。

また、資料 2 - 3 の裏で、土地利用転換という言葉があります。私が理解する土地利用転換というのは、前々から申していますように、20 年、30 年先には流域の人口が随分減ってきて、上流、中流、下流で、それぞれ土地利用状況は違うでしょうけれども、流出抑制に向かうような形での土地利用の変化をしたいと思います。それをどういうふう今回の基本方針なり整備計画に盛り込んでいくのか、数字的にどう読み取るかというのはかなり難

しいんですけれども、基本方針レベルでは、土地利用の変化を抑制側で考えていくようなことを盛り込むべきだろうと思います。

もう1つは、今後大規模開発に対してどういうふうに規制誘導していくか、あるいは防災調整池をどういうふうにするのか、そういうのが全部絡んできます。これは河川管理者だけでは当然できません。例えば、都市側の都市計画、開発指導、公園緑地行政、市街地整備行政、あるいは農林行政などとリンクして、流域対策というのは、まさに総合的に対策をとっていくということだと思えます。

そういう中で、今の開発の指導のやり方は性善説をとっています。例えば、1ha以上の開発であれば調整池をつくりなさい、3,000m²以上であれば、こうこうこういうことをしなさいと。デベロッパーとか民間は、1万だったら九千九百何m²とか、3,000m²だったら二千八百何m²とか、そういう形で開発計画をつくって、開発してしまう。いろんな条例をつくったり、諸要綱がありましても、それがどんどんすり抜けられて、市街地の縁辺部でますます流出がふえてくるというようなことになっています。

流出抑制のためには、河川行政と都市行政、あるいは開発指導行政、農林行政等が一枚岩になって、前向きな対策をとるようなことをしていかないとだめだと思えます。基本方針の中で、そういうことも盛り込んでいくことを考えないと、先ほど来何名かの委員の方がおっしゃっているような総合対策にならないのではないかと思います。

その一環で、流域対策の中で、例えば、公園で、大規模公園については、オンサイト貯留となっているんですが、私は、大規模公園であればあるほど、地形とか場所によっては、流出抑制の効果があるのではないかと期待していました。ところが、数字的には随分小さい。できれば、もう少しその地形、地物を見た上で、河川対策の遊水地に近いような形で、流出抑制のための調整機能をその中でとるような努力をすとか、積極的な対応が必要じゃないかと思います。

河川対策の遊水地につきましても、1カ所で12haで、こんな効果がありますよということなんですけれども、適地に数カ所整備することによって、下流への流量を減らしていく、調整していくということも考えていただきたい。総合的にもう少し積極的な対応を考えていくべきではないかと思います。

酒井委員 冒頭に委員長がお話になりましたように、きょうは、数字でなしに、みんなで広い視野で武庫川の話をしようということでありましたので、非常に喜んでおります。過去、私は何回か流域委員会のあり方について意見書なり提案をしてまいりました。川と

いうものは数字で押さえるものでなしに、現場に立っただけでもう一遍川を見直そうやないかということを行いました。きょうまでは、当初に決めましたフローによって参りましたので、私の物を言う場所がなかったような感じがしておりましたけれども、きょう、私が言いたいことが2つございます。

1つは、つい最近、貝原前知事の話聞く機会がございまして、そのときに、今はすべてが20世紀の反省点に立っているんだと。20世紀というのは、すべて前向きで、開発で、バラ色の未来に向かって駆け足で来たけれども、それが大きな問題に差し当たって、反省時期にあると。山の問題、教育の問題、食料の問題、川のありようについても、20世紀の川づくりは、まさに効率一本で、降った雨を一刻も速く海へ流すことが川の最大の使命であるというふうな形で川づくりがされてきたけれども、それでよかったかという反省点に立つと、やはり大切なものを見落としてきたといいますか、置き忘れてきたといいたいでしょうか、そういったものがあると。

もう1つは、気候変動ということで、地球規模で気候の環境が変わりつつあるときに、現在の河川工学、河川政策では限界があるということを知らなければならない。川はあふれるものであると、そういうはっきりした反省点に立って、21世紀の川づくりをしていかななければならない。今私たちの武庫川流域委員会も、そういう見方を土台に据えなければ、新しい川づくりの方向性が見定まらないんじゃないかというふうに考えます。

もう1点は、私も鶴見川を見学したことがありますけれども、鶴見川と武庫川は非常に似通った状況があります。河口部に人口と財産が集積したということ、流域の都市状況、すべて非常に似ております。ただ、市民の愛着といいたいでしょうか、鶴見川にバクの会というのがあります。なぜバクなんやと聞くと、鶴見川の流域がバクの形に似ているので、バクの会ということで、源流から川口まで、川の祭り、川の勉強、川の寄合があるという話でございました。そういった点で、武庫川は、市民から見放されたといいたいでしょうか、一部の人に武庫川を愛するという動きがありますけれども、川は近寄ってはいけない、よい子は川で遊ばないと言いますように、川はお上のものであるというふうな認識で、私たちの暮らしの中に川を取り込んでこなかったという反省がございまして。

そういう意味で、新しい川づくりは、市民が参画した川づくり、もちろん参画した限りにおいては、責任のある発言をしなければならないと思いますが、川づくりは行政に任せて、行政の責任追及というのでは、いい川づくりはできないんじゃないかというふうに感じました。

以上です。

土谷委員 防災調整池というのは、今まで住宅開発に伴ってつくられるものという考え方でしたけれども、これからは、住宅開発とは関係なく、治水のためにつくるという考え方を取り入れていったらいいと思うんです。例えば、川のそばに 5 m ほど掘って川の水を引き込むと遊水地と呼ばれますけれども、これと同じようなものを、川のそばじゃないところにつくれば、調整池ということになると思うんです。空っぽのため池みたいなものなんです。あと、山間部の谷なんかを、入り口を仕切ってオリフィスをつけると、これも調整池になると思うんです。

調整池というのは、コンクリートで固められて、景観を壊すようなイメージが強いんですけども、これからつくるのは、空っぽのため池というようなイメージの自然景観にマッチしたようなものをつくってあげれば、治水効果があると思います。以前に田村委員が、宝塚新都市構想で県の土地になったところに調整池をつくってはどうかという意見をおっしゃっていましたが、そこに限らず、流域全体でつくれそうなところに幾つか空っぽのため池のような調整池をつくってあげれば、治水効果が出るように思います。

中川委員 先ほど佐々木さんからお話があったところで、私の言葉がちょっと足りなかった部分があるので、補足しておきたいと思います。

先ほど鶴見川のご紹介をしたんですけれども、私が多分防災調整池なんだろうと思った根拠は、防災調整池が流域の中に 3,300 基あると資料に書かれておりました。武庫川は、きょうの資料にもありますように、官民合わせて 178 しかないんです。武庫川の場合は、先ほど佐々木さんがおっしゃったように、ため池が多いというのが特性なのかなと思います。防災調整池を武庫川でもこういうふうにしましょうということをダイレクトに申し上げたかったわけではなくて、それぞれ流域に特性があるのだらうと思いますが、そのところをきちんと押さえた上で、なお、先駆的な鶴見川の例でいうと、1 割ぐらいまで見込んで、こういうようなことをやっているというのは、勇気ある事例になるのではないかと、この参照の仕方をいたしました。

ちなみに、防災調整池で、対象として 100m³ 以上のものを全部挙げているのだらうと思いますが、これは決して大きな規模ではないと思います。例えば、武庫川流域にため池が 1,200 ぐらいあるわけですが、現在試算している中では、容量として 2 万 m³ 以上のものを念頭に置いた形で足切りをして、39 カ所というふうに見えています。鶴見川が、防災調整池 3,300 基ある中から、もし 100 というので足切りをしてとらえているのだとすれば、

武庫川は武庫川なりに、ため池というのが特徴であるのは事実だと思いますので、そのあたりをどのぐらいのボリュームで考えるのがいいのか。ただ、防災調整池とため池は、管理者という決定的に違う問題があります。その点は考慮する必要はあろうかと思えますけれども、そういう参考として使えるのではないかと思います。

あと、私は知らなかったのですが、鶴見川の多目的遊水地というのは、ワールドカップのサッカーの試合をやったところということです。遊水地にしてしまったら何も使えない、あるいは、洪水のときに、地震が起こったらどうするのか、仮設住宅があったらどうするのかというような議論がこの委員会の中でもありましたけれども、いろんなとらえ方ができるんだということで、補足してご紹介しておきたいと思えます。

松本委員長 ため池の部分については、冒頭の説明の中で、1,200 ということで、1万m²の面積のところ足切りをして、86 とかという数字を挙げました。きょうは、満水面積 5,000m² 以上で、1m ためれば、5,000m³ というふうな一つの検討試算をやっていますけれども、先日来のワーキングチームの会議の中では、満水面積は 1,000m² 以上まで広げるべきではないか、そうすると、800カ所ぐらいにふえるではないかというふうな意見も出ているという状況であります。補足しておきます。

川谷委員 先ほどから意見がありましたように、ため池とか防災調整池を活用するということが、それも含めて、資料 2 - 3 の裏側に挙げてあるような小規模分散型の施設と大規模施設との本質的な違いを理解しておく必要があると思えます。

まず、大規模な施設について、特に河川施設としての遊水地、ダム等の貯留施設は、治水の観点だけから言うと、それをつくることによって、いわゆる安全度というのは一気に変わることになります。例えば、河道の整備で整備計画をイメージしたときに、1/20 の計画を河道で、ある区間を 30 年間でやっていくと、完工したときに、達成できた安全度は 1/20 ということにはなりますが、遊水地、ダム等の貯留施設を大規模なものを 1 つつくと、河道の整備ができていなくても、1/20 まで持ち上げられる可能性はあります。

ですから、例えば、遊水地を農地にとると、それを掘削するということが農地が失われる、あるいはそれに伴う環境の変化がいろいろあるということと安全度の確保とをてんびんにかけてどう考えるかということであって、そのところは十分認識しておく必要があると思えます。

それに対して小規模分散の施設は、河道の整備以上に、それが十分完成したときに初めて、今ここで期待される効果が発揮される。特にため池などの場合は、例えば 1,200カ所

のところ、これこれの治水容量を確保しましょうということが決められたら、それ以後は、その治水容量が確保できているということを、大雨の警報が出たりなんかしたときには確認する、あるいは事前の準備をしなければならない。例えば、警報が出たときに、その1,200のため池の管理にかかわっている人たちに一齐にその場に出向いてもらって、今のところそのため池に期待される水深の確保ができていますかというのを確認しなければいけない。もしそれが確保できていないのだったら、水位を下げてくださいということを、ネットワークとしてやらないといけない。前にも申し上げましたが、1 / 100の確率の雨になるんですよということはわからないので、大雨が来そうだということになると、その準備をしておいてもらわないと、今ここで我々が効果量として計算しているものが達成できないということがあります。

分散型の規模のものに期待されることは十分わかるんですが、これから流域として、そういうネットワークを、極端に言うと未来永劫そのシステムが維持されるような体制をとらないといけない。今我々は治水として、下流域のある部分について安全度を確保しようという議論をしているわけですから、そのところがある種の確かさを持っていないと、それはいいですねといって、数値化して取り込んでいくことが本当に可能かどうか。数値化することにそういう難しさをどう組み込んで考えるかということとは十分考えておく必要があると思います。委員会として、これはいいですねといって提案したのが、それが長い間の運用で破綻を来すようなことがあるのだったら、一方で超長期の話題ですよということを話しながら、でも、運用は簡単にいくんだよみたいな錯覚があるんじゃないかというふうにちょっと思っています。その点については、議論の上でやはり認識しておく必要があるのではないかというように思っています。

それから、防災調整池について、なくすること自身は決していいことだとは思いませんが、現在存在する防災調整池の機能については、現時点では評価されているわけですから、さらに流域対策としての防災調整池の機能を変えようという話だったら、機能を変えた再評価をしなければならない。そのところが、多分混乱があるのではないかと思っています。既に、防災調整池は、現在の機能としては十分織り込み済みの話ですから、機能変換をしてどれだけ割り増しするかということを考えておられるのか、今の防災調整池を評価していないと思われているのか、そのところがちょっとあいまいだと思っています。

佐々木委員 今、川谷委員のおっしゃったお話で、ちょっと錯覚しているのではないかというふうなお話でしたけれども、ため池にしましても、水田にしましても、農地関連なわけですけれども、隣に酒井委員がいらっしゃいますが、農地では、これまで水との戦いといいますか、耕作をしております中で、大雨が降るといったら、近隣の方とネットワークを組んで、事細かな操作、活動をされてきたと思うんです。それと、水防活動の関係がございましてけれども、そういった地域でのネットワークを、ほかの流域でも広げていくということが1点です。

もう1点は、水防計画というものが、直轄河川などでは充実しておりますけれども、こういったものでネットワークと運用の整備を、時間はかかりますけれども、きちんとつくっていけば、ソフトの管理ということで可能というか、錯覚というところまではいかないのではないかというふうに感じております。

川谷委員 ため池の方では、私は錯覚とは申し上げておりませんが、もしも今言われるような水防計画と水防体制がちゃんと組み上げられたら、言われるような機能は果たすと思っています。ただ、100%水防組織にこれからこれから先もずっと、おんぶしてもらっていくんだよということで、逆に言うと、そういう水防組織を位置づけてやっていけるのか。そうは言っても、なかなかうまくいかないこともあるだろうから、60%にしておきましょうとか、50%にしておきましょうということは、やはり念頭に置いておく必要があるでしょうという意味です。

山仲委員 今、ため池、水田というのが問題になっておりますが、私は、流域対策で、ここに挙がっております対策施設は皆妥当だと思います。ただ、少し考えないといけないのは、河川管理者とその対策施設の管理者が、相手も官の場合、いわゆる官、官の話し合いで進んでいく対策につきましては、もちろん、基本方針も整備計画も、数量化できるのは皆取り入れていけばいいと思いますが、ため池、水田とか、各戸貯留、いわゆる河川管理者と相手が民の場合、官と民との話し合いが必要な対応策につきましては、少し慎重になる必要があるんじゃないかと考えます。

100年も先を見ますと、その時代になれば官と民もうまく話ができるということを期待して、私は、基本方針には数値化して入れていくこともいいと思いますが、二、三十年というスパンでは、官と民がそこまで話が妥結するということはなかなか難しいように思いますので、整備計画への効果量の数値化をどうするかという点については、少し慎重にやっていく必要があると考えます。

松本委員長 私、休憩前にちょっと指摘しようと思ったんですけども、今、山仲委員がいみじくも指摘されました。ワーキングチームの会議で、二十何回議論してきて、最近になって、なるほどそのあたりが基本的な意見の対立のところかなということが見えてきましたのは、今山仲委員がおっしゃったように、流域対策というのは、流域がすべて官の支配にあるわけではない。例えば、学校の一時貯留を我々が検討するときにも、河川行政の方からは、公立学校だけに限って、民間の学校は外さぬと無理と違うかという意見が出ました。考えてみれば、河川行政というのは全部官が仕切ってきたわけで、官が及ぶ範囲内でしかこれまでやってこなかった。そういう行政の仕組み中で、治水対策という枠組みを決めてきたんです。ところが、まちづくりとか、環境とか、教育とかの分野は、官の支配のところだけじゃなくて、官、民協力してやっていくというところはずっと進んできています。

総合治水というふうに枠組みを広げた中で、民の支配にあるところに河川整備計画というものをどう取り込むのかというところで、従来のやり方との大きな違い、戸惑いが出てきているんじゃないか。そのこのところのずれが、最近議論の中ではよく目につきます。この見方が正しいかどうかは、またご議論いただいたらいいんですけども、河川法の改正、そして総合治水、流域全体で流出抑制から取り組もうというふうなことを言いつつも、その部分をどうとらえるか、民の方がどこまで担保できるのかといった議論もその一環だと思いますが、そういうふうな議論に今差しかかっている。先ほど何人かの方がご指摘されたことは、そのままそれを象徴しているのではないかという感じがします。このあたりについても、ぜひご議論をいただければありがたいと思います。

とりあえず、休憩をします。

(休 憩)

松本委員長 再開します。

もう少し時間をとって、先ほど少し議論が出てきたことを含めて、お願いしたいと思います。

とりわけ、最後のところで何人かの方からご指摘があって、私が少し補足しました点は、流域対策というのは、流域全体、武庫川の場合、500km²全体にわたって、どうやって降った雨を流入抑制するかという対策を考えるわけです。従来の河川の治水対策というのは、公的支配の及ぶところしか対象にしなかったわけですから、それを外でやる場合には、用

地買収をしなければいかぬとか、補償をしないとかいかぬとか、費用を負担しないとかいかぬとかいう議論になってきた。そのところで大きな違いがあるので、そこをちゃんとクリアしておかないと、流域対策はなかなか進まない。

先ほど学校の話で申し上げましたけれども、例えば、駐車場はまだ検討していませんが、駐車場と言え、だれもがぴんとくるのは、郊外の大型店の大規模駐車場です。このあたりに全部貯留施設をつくらせいという話になってきた場合には、従来の河川行政から言えば、ちょっと待ってくれ、それはでけへんという話で、その辺のところはきちんとしておかないと、肝心のところで腰が定まらないのではないか。そういったことも、ワーキングでは少しエキサイトした議論がありました。そういうことも含めて、ご意見があれば、お願いしたいと思います。

佐々木委員 先ほどの官と官、官と民のお話、また今の委員長のお話で、新河川法になりましてから、総合治水ということと住民参画型ということになってきました。もちろん、治水、利水、環境という三本建てになったことは芯にあるんですけども、住民参画型になったということは、民の人にもわかってもらうというふうな認識があるんじゃないかと思われま。これまでは官、官で来たんですけども、少し民が入ってきた。今、転換期じゃないかと思えます。その突破口として、どこか1つの河川で、そういうことを前向きに実践していったら、これはどんどん広がっていくことじゃないのかなというふうに感じました。

法西委員 私もそう思います。私たち、ここへ来ている25名のうち、専門家もおられますけれども、大体は民です。小区間の小規模施設、大規模施設を含めて、我々が考えられることを全部挙げてみようということで、総合治水が始まると思います。ただし、1つ区別しておかないといけないのは、流域対策の森林、ため池、学校、公園、防災施設、これらはしばらくはインテグレートできない。いわゆる足し算して、基本高水のピークを減らすとかいうことにはならないということです。なるものというのは、大規模施設で、遊水地にどれぐらいたまっているとか、利水でダムを調整しているのをどれくらい治水に使えるか、これはインテグレートして、足し算して、数値化できる。数値化できる部分とできない部分があっていいと私は思っているんです。

ただし、小規模施設は、足し算できなくとも、住民の努力で貯留ができればできるほど、大雨が降ったときに、感じとして、前にこれくらい降ったら、これくらい水かさが増した、今はそれほど増してないよと。それが20年先か30年先になって効果があらわれてくると

いうことを我々は考えに入れているんです。

そういうことで、数値化できるものは数値化して、数値化できないものも一応挙げておいて、今後、フォローアップ委員会というものができるとかいうことを言われておりますけれども、そこでまた議論できるんじゃないかと私は思っております。

奥西委員 結論から言いますと、流域委員会の中になぜまちづくりワーキンググループをつくったかということになってくると思うんです。先ほど言われた民か官かというのは、このごろ余りはやりではないと思うんです。それにかわるものとして、公 - - おおやけを中心に据えて、その中で官と民を位置づけていくというのがむしろ現在の議論の中心だろうと思います。

そういうことも関係して、資料にあるいろんな流域対策の見積もりは、例えば、流域委員会と河川管理者が話し合っ得た結果を地域に押しつけるというようなものでは決してなくて、あくまでも主体は地域にあると。どういう単位で議論されるかというのは、私、今具体的なイメージは持っておりませんが、例えば、小学校の校区を1つの単位として、その地域で考えるという場合もあり得ると思います。そういう中で、小学校の校庭に水をためるということをどう考えるか、その近隣にある水田に協力を求めようとか、ため池をどうするのか、そういうことは地域のイニシアチブで考えられていく。その結果として、甲武橋地点の流域がどれだけ低減されるだろうかということをお我々流域委員会では考えていく。また、それがいい方向にいくように、我々としても、河川管理者としても、地域コミュニティに働きかけをする。それは決して命令ではない。そういうものだろうと思います。

中川委員 先ほど奥西委員がおっしゃった、官と民じゃなくて、考え方としては公だというのは、まさしくそのとおりだと私も思っております。とはいうものの、実際の現場のラインを抱えている河川管理者さんの方から見ると、いまだに官と民の敷居というのは非常に高い。例えば、今回の中でも、防災調整池は、県が所有している防災調整池ということで1つ線を引けないだろうかという提案も、実際にワーキングの中ではあったわけなんですけれども、私は、官と民というような形でとらえるのはもう時代おくれになったと。先ほど佐々木委員が転換点にあるとおっしゃったんですが、非常に幅広く言えば、そうだろうと思いますが、私はもう転換しているんだと思います。

この委員会の中でさんざん議論してきたことのかなりの部分が、先ほどちょっとご紹介しました特定都市河川浸水被害対策法という法律の中に、条文として書き込まれています。

条文として逐一当たったのは私も最近なんですけれども、そういうのを見ていきますと、官か民かというような発想では既にはないんだということだと思えます。

これは後日ぜひ皆さんに配付していただきたい。ネットでももちろん見れますので、見ていただいたらと思うんですけれども、1つ、2つご紹介いたしますと、例えば、第5条の2項にはこんなふうに書かれています。

特定都市河川流域内において居住し、又は事業を営む者は、当該特定河川流域における浸水被害の防止を図るための雨水の一時的な貯留又は地下への浸透に自ら努めるとともに - - 要するに、自分で努めなければいけないですよというふうに言っているんですが、河川管理者等がこの法律の目的を達成するために行う措置に協力しなければならないと。このように、はっきり法律としてうたわれています。

また、雨水浸透を阻害するような、例えば、コンクリート張りとか舗装されてしまうのを何とか阻止できないのかというのは、田村委員のまちづくりワーキングなり田村委員のご指摘の中で再三出てきていたと思うんですが、第9条では、雨水浸透阻害行為の許可ということで、許可制になっています。具体的には、土地の舗装も許可になるんです。宅地等にするために行う土地の形状の変更というふうに書かれています。

もう1つ挙げますと、雨水貯留浸透施設 - - 今回ここでも挙げていますが - - を阻害するおそれがある行為の許可ということで、例えば全部埋め立てるとか、一部埋め立てるとするのは許可制ですよというふうにはっきり言っています。

あと、先ほどもご紹介しました防災調整池を埋め立てようとする場合には届け出が必要だと。その際には河川管理者は必要な助言または勧告することができるというふうになっています。私は、心情的には、ここまで規制でがんじがらめにされるとというのが果たして官と民の適切な関係なのかなと思うところはあるんですが、逆に言うと、根拠法がないがゆえに、河川管理者の方が今まで歯がゆい思いをしてきた。埋め立てられるのを横目で見ながら、しょうがないから、河床掘削をしなくてはいけないとか、ダムをつくらなくてはいけないという状況に追い込まれていくのを阻止するためのフレームワークなり、法的な根拠というのは、日本の中にあると。だから、もう既に変わっているんだというふうに理解する方が私は正しいんだろうと思います。武庫川の基本方針というの、当然そのトレンドの中で策定されていくべきものだろうというふうに思います。

伊藤委員 今のご意見に賛成なんですけれども、法律があるから、こうだというんじゃなくて、住民がそういうのに参加できるような情勢をつくり上げるということが大事だと

思います。委員会でそういう答申ができればいいんですけども、流域全体で治水を考えるんだという状況をつくり上げていく。これは地道なことをやっていかないといけないと思います。法律があるからといって、強制するとまた反発が起こります。さっきの田村委員の話じゃありませんけれども、潜る人がいるかもしれないので、その辺のところは、ソフトとして、地域全体でどう取り組むんだということを委員会の方で検討していかなくちゃいけないと思っております。

岡田委員 最初の発言で、私は、知事には新規ダムというものを考える前にまだ幾枚かのカードが残っているということを申し上げましたが、その何枚かのカードについては、既に多くの方からいろいろと意見が述べられておりますので、大体おわかりかと思いますが、例えば、流域対策でありまして、各戸貯留とか、雨水浸透型施設とか、その他、駐車場、棟間貯留などについては、結局、河川管理者がそういうような制度を条例化しなければ、それに従って設置をするということはなかなか進まないわけです。

各戸貯留にしましても、例えば、庭のある家にこれだけのタンクを置いてください、それだけの設備をしてください、そのかわりに 5 万円なら 5 万円の補助金を上げましょうと、そういうようなインセンティブプランというものを立てれば、そして環境への有効な手だてであるということを説明すれば、住民もある程度は協力するものであります。

こういうようなインセンティブプランをつくるかつくらないかということは、基本的にダムを当てにしない方策を考えてみようという立場に立てば、できると思うんですね。金が要るからできないと言うけれども、ダムの設備費の 300 億円から引けばいいわけですから。そういう考え方で、こういうようなことはすべて進めていただきたいと思っております。

それから、調整池のことですが、ここに平成 7 年 6 月の兵庫県土木部調整池指導要領及び技術基準というのがあります。これに書いてある設置基準ですが、一部だけ読みますと、市街化区域で行う開発については、調整池下流の河川の改修が超過確率年 30 年以上で完了するまでの間、暫定的に調整池を設置すると。こういう文案であれば、超過確率 30 年以上までは置いておくけれども、それを過ぎたらもうつぶしてもよろしいということで、逆に調整池をなくすることを助長しているわけです。鶴見川の例と全然逆になっているわけです。そういうことについて、知事が指導的立場からやることはいっぱいあるわけです。そういうことをすべての点で考えていただきたいと思っております。

佐々木委員 ダムにいく前の切り札ということで、ワーキングチームの方では質疑ができないので、きょう、尼崎市さんがいらっしゃっているので、遊水地のことについてお聞

きしてもよろしいでしょうか。実は、尼崎市の都市整備局の方がこちらにいらっしやったときに、農地の保全策ということで、農地約 84ha を生産緑地に指定したものに再度 2 ha の追加指定を行うというお話をされまして、降雨時の遊水地機能を期待してそういうことをするというふうなことをおっしゃいましたので、農地と遊水地機能という考え方について、流域対策の先駆でもございますので、尼崎市さんにぜひお聞きしたいと思います。

松本委員長 農地を遊水地機能として期待することについてですか。

佐々木委員 カウントするようなお話でしたので、その遊水地機能はどういうふうな考え方のものなのかということをして……。

松本委員長 きょうご出席の方、説明していただけますか - - 。

ご担当が違うようですから、また改めた機会にということにしましょうか。

佐々木委員 今のお話について、条例ということでは、前回の委員会のときに少し提案をさせていただいたんですが、次回か、次々回かわかりませんが、今後、流域対策、河道対策を含めて遂行していくために、条例といったものについても検討するように議論していただきたいと思います。

川谷委員 先ほどの超過洪水対策という言葉に関して、氾濫を許容するというものについては、もちろん、国もある程度はそれを言っているわけですが、委員の中でも、かなりとらえ方が違っているのではないかと考えています。というのは、基本方針の中で1つの線を引いて、ここで挙げてあるように、結果としての湛水というようなものを氾濫許容として取り上げるのか、あるいは超過洪水対策、すなわちある計画を超えるものに対して、浸水なり湛水なりを許容しようという話なのか、そこはある程度共通の合意を得ておく必要があるのではないかと考えています。

というのは、ある計画レベルを超える洪水、超過洪水が来たときに、どこかに優先的にというか、先に浸水あるいは湛水を受け持ってもらおうというイメージで考えるのか、計画レベルのときでさえ、どこかに浸水を許容してもらおう、被害地で床下浸水は許容してもらおうというように考えるのか、そこはちょっとクリアにしておく必要があるのではないかと考えています。

松本委員長 川谷委員は、それに対してはどのようなご意見なのですか。

川谷委員 私は、基本的に計画レベルの前に浸水を許容すべきではないと考えています。

松本委員長 計画レベルを超えないような水で許容すべきではない。

川谷委員 許容を前提にして物を考えるべきではないと思います。

松本委員長 その場合は整備計画ですね。基本方針の計画レベルで、基本方針の計画が達成していない間にそれが来たときはどうなるんですか。

川谷委員 そのこのところも、皆さんの合意を得ないといけないと思うんですが、超過洪水対策という言葉はどうとらえるかだと思います。基本方針のところ、超過洪水と言っているときには、1 / 100 なら 1 / 100 を超えたときを考えているんだらうと思いますが、だからといって、整備計画レベルのときに、超過洪水対策なんか考えなくてもいいよという話ではないですね。

そのこのところは、どうとらえるかだけれども、それも、この委員会の中で話題となっているときに、それぞれの場面で、それぞれの委員が多分同じ概念で使っていないと思うんです。そのこのところは、私の意見というよりは、皆さんである時間をとって合意をしておく必要はあると思います。

酒井委員 今、川谷委員がおっしゃったように、共通の物差しを持つということは賛成です。確かに、それを持たないと、いつまでももめると思います。もう1つ、その前に一緒に考えたいと思うのは、治水安全度とは何やと。結局それが、市民の皆さんが、ああそうか、わかったということになるのか、そんな神棚に祭るようなものでいいのかという、その辺も流域の皆さんの意見も聞きながら、この委員会で1つの共通点を持ちたいなど。

松本委員長 前回、危機管理とか超過洪水対策に関して、中川委員とか何人かの方がご指摘をされている話と氾濫許容ということは関係してくる話で、今川谷委員からご指摘になった件に関しては、議論がまだ詰まっていない問題だと思います。要するに、計画レベルですから、例えば、基本方針で、基本高水を仮に 4,800 に設定したら、それに対する分担対策を決めると、それが整わないときに来たら、これは超過洪水なのかどうなのか。あるいは、整備計画レベルで、仮に 3,300 で分担割合を決めていて、まだそれが整っていないければ、超過洪水なのか、それは許容するのかもしれないのか、しなかったら、責任をだれがとるのかという話になるし、許容するということになると、許容するという前提だから、その場合にどういう対応をするかということを決めればいい。いろんなとらえ方があるんですね。

我々の議論の順序から言うと、総合治水対策の逃げるというところで、超過洪水というのが入っています。それがどのレベルを指して言うのかというところは、残念ながら集中して議論していなくて、ご指摘のように各委員でばらばらであり、しかもそれは河川管理者の責任問題にもつながってくることだ。

それは、先ほどの遊水地 の自然湛水農地の議論をしているときにもありました。いわば、いつもつかっている常襲地なのに、それを遊水地として認めたら、認めた時点から補償しないといかぬようになる、知らぬふりをしておいたら補償せぬでいいという話かどうかというふうな議論が、ワーキングでも何回か出ています。そこについては、まだ結論が出ていない部分でございます。その議論は、きょう、結論を出せる場ではございませんが、後の議論に関連して、ほかにご意見があれば、一、二お伺いしますが、いかがですか。

そのこのところは、さらにこれから議論をしながら、治水対策を詰めるということで、よろしゅうございますか - -。

伊藤委員 基準点を甲武橋に決めるというときの話に、1カ所でいいのかという話が出たと思うんですけども、今総合治水対策を検討しているときに、これは全然甲武橋に影響しないという話がよく出るんです。私としては、それぞれのどこで甲武橋に影響を与えるのかという原因を追求していくためには、サブ基準点的なものを設けて、そこにおける影響度というものを検討する必要があるんじゃないかと思います。

この間からいろんな提案をしたものが、甲武橋ではゼロで、影響ないよという話が結構出てくるものですから、これをもう少し上流 - - どころというのはちょっとあれなんですけれども - - のところに設けて、そのこの基準点でどういう影響があるかということを押さえていかないと、何か漠然とした議論の展開になってしまっているのではないかと、提案させていただきたいと思います。

松本委員長 それもご指摘のとおりで、効果量の試算、数値をきょうお示ししたのは、すべて甲武橋基準点での効果です。甲武橋基準点ではこういう効果だけれども、例えば、小流域のレベルではどういう効果があるのか、あるいは、上流域ではどうなのか、また違うものが出てくるだろうというふうな意見が随分出ていますが、サブ基準点、あるいは上流域、支流での基準、あるいは効果をどうとらえるかというところは、作業としてはそこまで至っていない状況であります。

それもこれからの課題の一つとしてお伺いして、あと、特にご意見がなければ、このあたりでこの議論は一たんめたいと思いますが、よろしいでしょうか - -。

では、きょうのこの議論を反映して、あと、精力的に流域対策並びに河川対策についての詰めを行いつつ、基本方針の全体的な利水、環境を含めた作業へ向かっていきたいと思えます。ありがとうございました。

では、もう1つの大きな議題のワーキンググループからの報告であります。あすも、環

境のワーキンググループの主催で、環境の専門家、人と自然の博物館の専門家との意見交換を行います、多様な形で進んでおります。

まちづくりのワーキングでは、先日これからの骨格をまとめられましたので、そのご報告を主査の田村委員からお願いいたします。

田村委員 2月2日に第7回のまちづくりワーキングを開催しまして、そのときに議論したものを資料3でまとめております。そのときに議論した資料は、これと少し違ってありまして、それを皆さん方でたたいて、今回の資料にしてあります。お断りしておきたいのは、これも私の方で、そのときの議論をベースに独断と偏見も含めて取りまとめておりますので、こういうことじゃなかったということがございましたら、当日参加いただいた委員の方から補足説明をしていただきたいと思います。

まちづくりの方は、これまでも何度かいろんな議論をしてきたんですが、流域委員会が6月まで延長するというので、6月を見据えたスケジュール表あるいは課題というふうになっております。

まず、幾つか細かい項目が出ておりましたけれども、それを検討課題といいますか、4つの大枠の項目にまとめてあります。

1つは、まちづくりワーキングとして武庫川の現状と課題をきっちりと整理していこう。目的としましては、武庫川流域の特徴とは何ぞやと、それから武庫川らしさの把握、それらをベースにした武庫川の位置づけと役割をきっちり押さえていこうということがございます。

2つ目には、都市側の防災、減災ということで、河川としての治水は当然やるんですが、先ほどもいろいろ議論しておりますように、総合治水として、流域市街地、あるいは下流の氾濫域での危機管理対策、防災対策をハード、ソフトでどういうことを考えていったらいいのか。これはまちづくりだけでやるわけではないんですけれども、まちづくりワーキングとしていろいろ検討したことを、総合治水ワーキングチームの方に適宜提案、提言していこうという内容です。

3つ目は、まちづくりワーキングとして、ほかのワーキングにない特徴だと思いますが、武庫川の河川だけでなく、周辺地域を含めた魅力創造、武庫川らしさを具体化するその他のさまざまな提案ということで、幾つか掲げてあります。1つは、仮称川の駅というようなことで、まちと川の交流拠点を考えていこう。2つ目は、武庫川の景観的な特性を把握して、景観という視点で、今後武庫川づくりに貢献するようないろいろな整備、あるい

はその方向というものを議論していこう。河川の中にある土木構造物、例えば国道 2 号にかかる橋梁とか、中流域では母子大池からのサイホンがございまして、いろんな堰なんかもございまして。そういった土木遺産とも言えるようなものも武庫川を特徴づける重要な資産ですので、これらをうまく今後とも保存するとか、活用していくようなことも考えていこう。3 つ目は、親水あるいはスポーツ、レクリエーションということで、武庫川をいかに活用していくか。下流の方では、高水敷が既に緑地指定になったり、都市公園指定になっておりまして、随分使われているんですが、このあたりも今後どういう使われ方が一番いいのかということを含めて考えていきたいということです。

4 つ目は、これまで議論してきたことを含めまして、その他の総合施策として、武庫川の流域連携ということと、先ほども出ておりましたけれども、例えば武庫川条例というものを検討してはどうか。条例といっても、どういう目的でどういうものを対象に条例化するのかということがございまして、そういうことも適宜提案しながら、総合治水ワーキングチームの方に上げていこうということです。

大きな項目が 1 から 4 まであるんですが、1 番目の現状と課題に関しましては、これまでも何度か報告させてもらっておりますように、各流域の各市あるいは各県民局さんへのヒアリング調査をしております。これもあらかた分析等は進んでいるんですけども、もう少しきっちりとした詰めをしていこうというふうに思っております。

これは何にどう活用されるかということていきますと、1 つは、先ほど来出ていますような流域の将来像、土地利用、あるいは土地利用の原点になる人口動向、少子高齢化とかいったことを受けて、武庫川の総合治水を考えていかなければいかぬということで、その原点、バックボーンになるわけですね。これまでの行政計画ですと、行政計画を立てるときに、最新年度のデータをもとに 10 年先、20 年先を見通したマスタープランあるいは基本方針を策定するというのが当たり前で、常だったんです。過去はそれでよかったんでしょうが、今回の武庫川の場合は、そう簡単ではないんじゃないか。数字とか、そういう形で最新のものをベースにしても、先が読み取れないところが随分あります。その辺の大きな変動幅をどう読み取るかということが大事なかなと思います。

ですから、総合計画とか都市計画マスタープラン、あるいは市街地の土地利用動向につきましても、特に総合計画の人口予測なんていうのは、つくった何年か後に現実の数字とギャップが出ているようなことがございまして、そういったことも含めて、30 年先、50 年先、あるいは 100 年先というものに対してフィードバックするシステムをきちっと基本

方針の中で言っていかなければいけない。整備計画でも、30年後といいましたら、随分そごが出る可能性が高いと思います。そういったことを含めて、検討したことをどういうふうに盛り込んでいくか。言い回しというのもあるでしょうし、フォローアップの必要性みたいな話で逃げるといようなこともあるでしょうけれども、そういうことに供していこうということです。

2番目は、武庫川カルテの作成です。素案が1月末ぐらいにできまして、流域委員会の中でいろんな検討をされるのに、希望者には配付させてもらっているんですが、まだ未完成の部分がございます。2月10日、11日も伊藤委員と歩いてきたりして、追加のデータを取材しているんですけども、そういったことを含めて、重要なエリアについてはカルテのコメントが完成するように、とりあえず仕上げようということで今作業をしております。

ただ、カルテをどういう目的でだれを対象につくるのか、あるいはどういう活用の仕方があるのかというのは、まだおぼろげなままで、武庫川の議論をするのに、まず武庫川を知らないといけないという大前提でつくっております。いろんな目的はあるんですが、先ほどから出ていますような官、民ということではなくて、公の立場で、地域住民も武庫川をよく理解した中で非常時に備えるとか、日常的ないいつき合いをしていくことが大事だと。また、これまで何百年も継承されてきた伝承、伝説も随分流域にありますので、そんなものを子供たちに受け継がせていくのも重要なことだと思ひまして、そういったことも含めてカルテを充実させていく。ただ、要らぬ危惧とか不安感を与えるのはまずいものですから、カルテの中に何をどういうふうに記述したらいいかといったことを次回のワーキングでは議論していきたいと思っております。

もう1つは、こういうカルテが完成したとしまして、これを将来的に公開したり公表することは有効だと思うんですけども、そのときに、これも流域の総合治水と同じで、河川計画、管理者サイドだけでは広範なカルテをうまく活用できない。河川の方としては、こんなもの何ぼあったってその役にも立たぬということもあるわけですね。それで、例えば県で言うと、県民局レベルで扱うとか、何か別の方法も考えないといけないのではないかなとちょっと思っています。これは私の独断と偏見のコメントで、勝手につけ加えております。

3番目は、ほぼ終わっているんですけども、総合計画とか各市の都市計画マスタープラン等の分析結果を基本方針なり整備計画に必要な応じて提言していこうということです。

大きな第2項目につきましては、先ほどもちょっと申しましたけれども、今後の土地利用転換とか土地利用抑制というようなことをどう考えていくか。2つ目は、建築、都市側からの超過洪水対策、あるいは危機管理対策というのを具体的にどうするか。3つ目は、防災ステーションとか防災のソフト対策、これも伊藤委員とか佐々木委員、中川委員からいろいろ提案が出ておりますので、もう少し煮詰めていって、総合治水のワーキングチームの方に返していこうと思っております。そういう中で、学校貯留とか公園貯留とかいろいろありますけれども、先ほどの話で、やっぱりコミュニティーをベースとしたいろんなソフト、ハードの対策、特にソフト対策は必要だと思えます。そういう意味では、学校というのが一つのキーになるのかなということも考えております。

3番目の武庫川と周辺地域を含めた魅力創造等につきましては、1つは、川の駅構想を具体的に提案していくということなんですが、この目的、理念、機能についても、各委員それぞれ意見をお持ちですし、もう少し何回か議論しないとまとまっていけないというふうに思っております。早急に2月、3月ぐらいで、徹底的に議論していきたいと思っております。

2つ目のスポーツ、レクリエーション、親水利用は、今まで余り議論していないんですね。どこで議論すべきか、今のところは未定ですけれども、やはり重要な項目ですので、基本方針なり整備計画にはきちっと盛り込めるような内容まで煮詰めたいと思っております。

3つ目の景観整備の課題と方針は、各市の景観条例とか景観基本計画、景観ガイドラインという既存資料を今取りまとめている最中です。これも3月をめぐりに、みんなで議論できるような素材を出したいと思っております。

景観の中では、何回か前の委員会でも出ましたが、下流域の堤防強化策の中で、松の大木とか、枯死したものは伐採せざるを得ぬのしょうけれども、景観的に有効な機能を担っているような樹林とか、そういうものと総合治水対策、堤防強化対策工事をどう調和させていくかということが重要かなと思えます。二、三日前にも伊藤委員と歩く中で、上中流域では桜つつみ回廊が随分整備されていまして、整備された年度によって大きさは違うんですけれども、堤防の内側、外側、盛り土をしたり、いろんな工夫をされて、結構桜を植えられていまして、いろんなことをやればできるんじゃないかなと。桜だからできて、ほかの樹木だからできないというのはおかしい話なので、我々が現状把握してきたようなものもワーキングの中に出しながら、いろんな議論をしていきたいと思っております。

4 番目のその他総合施策については、先ほど申しましたとおり、武庫川の上中下流にどんな組織があるかというのは、伊藤委員の方から中間段階の資料が出ておりますが、これももう少し追加する必要がございますし、そういうことを進めていこうと思っています。

次回の 2 月 21 日は、各流域あるいは県民局へのヒアリング結果についてもう少し議論することと、武庫川カルテの目的、理念、対象、今後ということで議論したい、それから 3 つ目は、川の駅構想についてもう少し詰めた議論をしたいと考えております。

それ以降は、下の方に三角形で予定をこのくらいかなとつけておりますが、今のところ具体的な日程は未定です。

以上でございます。各委員さんで補足説明等がございましたら、またよろしく願います。

松本委員長 何か補足説明はございますか - -。

なければ、ご質問、ご意見等があれば - -。

6 月までのスケジュールで展開していくというふうになってはいますが、かなり煮詰まってきました。6 月までのスケジュールと言いながら、3 月くらいまでにどのくらいの議論が委員会内部に返されるか、そのことを受けて、県の方が基本方針、整備計画の中にどう取り込んでいくかということだと思いますので、よろしく願います。

では、この議題はこれで終わらせていただきます。

これで本日の主な議題は一応終了しました。

あと、きょう資料が添付されておりますが、資料 4 で、これまで何回か意見をいただいている小松さんから、基本高水決定に関する選択肢について、長文の意見書が出ております。これからの議論で基本高水を一本に絞っていく上での幾つかのご指摘をいただいておりますので、その中でまた反映していきたいと思っております。別紙で、丸尾さんから、先ほど委員からも紹介されましたけれども、幾つかの論点が指摘されております。急遽、昨日お送りいただいて、多分本日の傍聴者発言の時間を節約するためにお出しいただいたと思っておりますので、ご指摘の点についても受けとめたいと思っております。

今後の開催日程について、本日追加されたものも含めて、事務局から説明してください。

黒田 今後の流域委員会の日程ですが、次回、35 回につきましては、2 月 23 日木曜日 13 時 30 分から尼崎市の女性・勤労婦人センターで開催いたします。追加の日程でございますが、各委員さんのスケジュール等を確認しました結果、4 月 6 日木曜日 13 時 30 分からということで、事務局から提案させていただきたいと思っております。よろしく願います。

ます。

松本委員長 4月6日午後1時半から本委員会を開始ということでよろしゅうございますか - -。

ありがとうございました。

大変お待たせしました。最後に、傍聴者の皆さんからご発言があれば伺いたいと思います。ご発言いただける方は挙手をお願いします。

元村 西宮の元村といいます。

言いたいことは簡単なことなんですけど、資料2 - 4に載っている以外の治水方法として、各委員さんにちょっと考えてほしいんですけども、地形とか場所とかを考えて、立体的な治水方法というのを考えてほしいと、それだけです。

都築 西宮の都築といいます。きょう議論になった点で、ちょっと私が感じたことを述べたいと思います。

その前に、せんだってお願いしたんですけども、今回も効果量の試算というものが各項目で出ていまして、試算ということですから、当然いろんな条件を仮定して検討されたかと思うんですけど、その具体的な根拠、資料が全然出ていないという状況なんですね。私たち傍聴者はこんなことは知らなくてもいいということなのかもしれないけれども、委員の皆さんの中では、恐らく詳細なデータをもとに議論をなさっているだろうと思いますし、その大もとにはコンサルの方のさらに詳細なデータもあるかと思うんです。ワーキンググループで議論されたときに出された資料というのは、私たち傍聴者にもすべて開示をしていただくようお願いいたします。

前日も、流下能力の検討資料をなぜ公開されないのかという意見を述べさせていただきましたが、きょうはそういった資料も当然出ているだろうと思って寄せていただいたんですが、非常に残念な思いです。委員の皆さんの議論の中でも、大詰めが近づいているような意見がよく出ているんですけども、そういう中で私たち傍聴者にはますますブラックボックスがふえてくることはいかなるものかと思っておりますので、ぜひ次回からは改善を強くお願いしておきたいと思っております。

ため池の問題で、いろいろと意見交換がなされていたんですけども、民がやるから信用できないというのは、何人かの委員の方々からちょっと今の時代に合わぬのじゃないかというようなお話があったので、私も同感なんです。せんだってテレビで、ため池の環境保全の市民の取り組みが出ておりまして、昔なら年に1回ぐらい水抜きをして、それが

ため池の環境、あるいは絶滅危惧種の魚なんかの生息を保障する取り組みになっていたということで、大阪かどこかでため池の清掃活動をやっている市民の取り組みが出ておりました。

例えば、ため池を治水対策にも活用するということは、確かに市民の協力が要りますから、大変だと思えます。しかし、そういう取り組みがあってこそ、水害をみんなで防ごうやないかと、委員の方からもご指摘があったような大きな防災の取り組みが市民レベルでも進んでいく。上流の方が下流の水害に関心を持つとかということにもなりますし、県でも今、環境上ため池は保全しないといかぬということが一応うたわれているんですけども、実際に防災と環境保全を一緒にした取り組みが進められると思えます。そういうことが市民レベルで積極的に進められるような、いろんな支援策を行政側でちゃんととっていくことが大切だと思えますけれども、そういう意味でも、ため池をそういう形で位置づけして、組み込んで考えていくということは、非常に大切なこれからの治水対策の考え方でもあるし、実際の取り組みにもなっていくのではないかなと思います。

それから、水害の関係施設として指定しなければ黙っておいたらいいんじゃないかとかいう意見もあったり、水利をどう活用するのか、あるいは武庫川流域、支川も含めて川沿いの自然施設をどう調整池なりで活用していくかということが、今後検討されるべき大事な問題だと思えますけれども、そういう点でも、やっぱり行政がちゃんと支援策をつくる必要があると思えます。

今までは、県なんかのダムと比較する検討資料は、いつも土地を全部買うということが大前提になっていて、金額的に間尺に合わぬということで、水田活用型の遊水地というのはばっさりと頭から切り捨てられてしまっているのが実態なんですけれども、何でも土地を使えば買うんだとかいう固定観念でしか物を見ないというのが、今までの治水対策の検討の仕方の大きな問題だと思えます。

逆に、円山川かどこか、ほかの流域では地役権設定しか考えないということですから、それでは全然補償にならないということで、農民の反発が出るとか、今でも市街地の中の農地というのは、いろんな減免税をして、農地として活用できる。都市部の緑を守るという意味でも、減免税をしていこうという取り組みが行われていますけれども、特に水害対策に役立つような取り組みを水田の方で、いざ大洪水のときは洪水調節池としての役割を果たすところについては、いろんな減免税とか、あるいは洪水を考えた施設として維持することの取り組みに農民の方が協力していただいているということで、それに対する何ら

かの営農支援を行政としてやるというような取り組みをすれば、緑を守ることにもなりますし、水害対策にも役立ち、また地域の近郊農業を守っていく取り組みにもなると。そんなことをもっと柔軟に、治水対策の取り組みの仕方を検討していただきたいなと思います。

丸尾 尼崎の丸尾です。締め切り間際というか、きのう意見書を出させていただいて、心優しくプリントして配っていただきました。ありがとうございます。委員長から発言しないために出したんやろと言われたら、余り物が言えないんですが、簡単に申し上げます。

つづきさんから意見があるように、運営委員会あるいはワーキングチーム、グループで議論が進められていますが、その中の議論が私たちには非常に見えにくいということが言えます。その点は、どうぞ今のつづきさんの要望を満たしてほしいというように思っています。

議論がなかなか大変でございますが、一たん3月で打ち切りかというようなことが言われましたが、6月まで延びて、ほっとして、皆さんが頑張ってお作業して、議論されていることを何とか実りあるものにしてもらいたい。これは、ある意味では総合治水の全国的な教訓になっていくだろうと思いますので、ぜひとも頑張ってお願ひしたいんですが、6月というのも、本当に短い期間しかありませんから、多分この期限もすぐ来るでしょう。そういうことを考えますと、それでもって拙速に議論が進められることは気をつけてもらいたい。これから基本高水を一本化して、新規ダムをどうするかという重要な問題が待っています。流域委員会がマスコミで報道される場合は、必ず新規ダムがどうなるかということが記事のポイントになっています。これまで議論をしてきたから、スムーズにその結論が出るとは到底思われません。しっかりと議論していただくためには、拙速に陥らないということを重々お願ひしたいと思います。

それと、この前たしかフォローアップ委員会という話がちょっと出たことがあると思いますが、6月という期限が来ましても、その後、住民の参画と協働が確保されたこの流域委員会というのは、形が変わろうとも、ちゃんと続けていただかないといかぬだろう。策定ができなかった場合は、もちろん策定に至るまで、そして策定されて一定の結論が出た場合でも、その事業の進捗をちゃんとチェックできるように、住民を含めた形の委員会でもってしていただく必要があると思っています。

これは淀川なんかで行われていることですが、住民を含むこの流域委員会の合意なしに事業は進めないという約束を、できましたら流域委員会が行政との間でちゃんと取り交わしてもらいたい。それだけ重要な委員会として、ぜひとも仕事を進めていただきたいと熱

望いたします。

松本委員長 ありがとうございます。多々意見をいただきまして、今後のところに反映させていきますが、1つだけ、ワーキングチームでの資料の件についてご指摘がありました。

ワーキングチームとしては、可能な限り資料は出していこうということにしておりますが、例えば学校のリストであったり、公園のリストであったり、ため池のリストというのは、確かに出しておりません。その辺を添付して、ここに出さないといけないかどうかというところは、少し検討を要するという事になっています。あるいは、自然湛水になっている農地のリストとか、そこを遊水地にするにはどうするかという検討をするについても、個別の候補地を出すにはまだ少し検討が足りない点等々がございます。そういう個別のところについては、ワーキングチームの中ではそれなしには検討できませんから、やっています。しかし、トータルな数字のところについては、きょう出した資料だけではなくて、これまでに何回か試算等に関する資料はお渡ししてきておりますので、その辺もご参照いただきたいと思います。もしこういう形のものが要するという具体的なご指摘があれば、それについての資料をどうするかということを検討していきたいと思います。雑駁ですけども、補足だけしておきます。

以上で本日の議事はすべて終了させていただきます。

議事骨子の確認をお願いします。

植田 議事骨子を読み上げます。

平成 18 年 2 月 13 日

第 34 回 武庫川流域委員会 議事骨子

1 議事録及び議事骨子の確認

松本委員長と酒井委員が、議事録及び議事骨子の確認を行う。

2 運営委員会の報告

第 41 回運営委員会(2 月 8 日開催)の協議状況について、松本委員長から報告があった。

3 総合治水対策の検討

(1) ワーキングチームからの報告

総合治水ワーキングチーム会議(第 21 回、第 22 回)の協議結果について、松本主査(委員長)から報告があった。

(2) 流域対策の検討

・河川管理者から、協議の進め方(基本高水ピーク流量の分担)の枠組み、及び流域対策の数値化の考え方について、説明があった。

・松本主査(委員長)から、これまでワーキングチーム会議で検討してきた治水対策の効果量(試算)について、説明があった。

・奥西委員から、意見書(基本高水流量の分担等)について、説明があった。

・以上を踏まえ、流域対策の検討方法等について、意見交換を行った。その結果、本日の意見、提案を踏まえ、利水、環境を含め、流域対策、河川対策について、検討していくことを確認した。

4 ワーキンググループからの報告

田村主査から、第7回まちづくりワーキンググループ会議(2月2日開催)の協議結果(検討課題、今後のスケジュール等)について、報告があった。

5 その他(今後の開催日程)

・第35回委員会は、平成18年2月23日(木)13:30から、尼崎市立女性・勤労婦人センターで開催する。

・第38回委員会は、平成18年4月6日(木)13:30から開催する。

以上です。

松本委員長 何かご意見ございますか - -。

特にないようですので、これで議事骨子を確定させていただきます。

ありがとうございました。本日の会議はこれにて閉会させていただきます。